

7章

ステップアップすまい・る債の概要

? ステップアップすまい・る債とは

ステップアップすまい・る債は、マンション管理適正評価制度又はマンション管理適正化診断サービスにおいて、一定の基準以上の評価等を受けたマンションの管理組合だけが購入可能なマンションすまい・る債で、通常のマンションすまい・る債よりも利率が上乘せされます。

なお、上乘せ利率等の詳細情報は、別添チラシをご覧ください。

＜ステップアップすまい・る債の購入対象となる基準＞

評価等制度	運営主体	評価段階
マンション管理適正評価制度	(一社) マンション管理業協会	「★0～★5」の6段階
マンション管理適正化診断サービス	(一社) 日本マンション管理士会連合会	「S・A・B」の3段階

ステップアップすまい・る債に応募するマンション管理組合の要件

ステップアップすまい・る債に応募するためには、通常のマンションすまい・る債の要件（2章参照）に加えて、以下の要件を満たす必要があります。

**ステップアップ
すまい・る債特有の要件**

下表のうち、いずれかの要件を満たしていること。

	評価等制度	ステップアップすまい・る債の購入対象となる基準
①	マンション管理適正評価制度	<u>「★4つ以上」</u> の評価を取得した管理組合であること
②	マンション管理適正化診断サービス	<u>「S評価」</u> の診断を取得した管理組合であること

応募日時点*で上表のいずれかの要件を満たしていることが必要です。「登録証」(写)又は「診断レポート」(写) (応募日時点*で、有効期間内であることを確認できるもの)をご提出いただく必要があります。

*応募日時点とは応募書類郵送時の消印日です。

必要書類

ステップアップすまい・る債をご利用の場合、通常のマンションすまい・る債の必要書類（2章及び3章参照）に加えて、次の書類が必要となります。

また、ステップアップすまい・る債の継続購入においては、継続購入年度の10月上旬までに「評価等状況に関する申出書」の提出が必要となります。具体的な提出期限については、4月下旬に機構から送付される「評価等状況に関する申出書」又は機構ホームページをご確認ください。

期限までに提出がない場合は、継続積立ができませんので、継続積立を希望される場合は必ずご返送ください。

	必要書類	提出時期	備考
新規 応募	〔マンション管理 適正評価制度の場合〕 「登録証」(写)	応募時 (10月上旬まで) 【先着順】	(一社) マンション管理業協会が発行した「登録証」(写)が必要です。なお、登録証の発行には時間を要する場合があります。詳細は同協会にお問い合わせください。
	〔マンション管理 適正化診断サービスの 場合〕 「診断レポート」 (写)	※他の応募書類と 併せて提出	(一社) 日本マンション管理士会連合会に所属する診断マンション管理士が作成した「診断レポート」(写)が必要です。詳細は同連合会にお問い合わせください。
継続 購入	「評価等状況に関する申出書」	<u>継続購入年度の 10月上旬まで</u>	ステップアップすまい・る債を2回目以降も継続購入いただく場合には、継続購入の都度、購入年度の4月1日時点で評価等を受けていることを確認させていただきます。機構から4月下旬に送付する「評価等状況に関する申出書」を <u>10月上旬まで</u> にご返送ください。



- 通常のマンションすまい・る債、認定すまい・る債（6章参照）及びステップアップすまい・る債を同時に応募することはできません。いずれか1つを選択して応募してください。
- マンション管理適正評価制度又はマンション管理適正化診断サービスにおいて、一定の基準以上の評価等を受けた場合でも、既に購入している通常のマンションすまい・る債の利率は上乗せされません。ステップアップすまい・る債の購入をご希望の場合は、新規の応募手続が必要となります。
- 応募は先着順となります。詳細は、11ページをご確認ください。

1 ステップアップすまい・る債の概要③

送付先指定の対象書類

ステップアップすまい・る債をご利用の場合、通常のマンションすまい・る債の送付書類（2章参照）に加えて、次の書類が送付先指定の対象となります。

書類名	内容	送付時期	送付元
「評価等状況に関する申出書」	マンション管理適正評価制度又はマンション管理適正化診断サービスに係る評価等の状況を確認するために、機構にご提出いただく書類	継続購入年度の4月下旬	機構

マンション管理組合のご負担となる費用

ステップアップすまい・る債をご利用の際は、通常のマンションすまい・る債の場合に必要な諸費用（8章参照）に加えて、次の費用が必要となります。

時期	項目
評価等取得時	マンション管理適正評価制度又はマンション管理適正化診断サービスの申請に係る費用
評価等状況に関する申出書提出時	申出に必要な書類の作成費

ステップアップすまい・る債のご利用にあたっては、通常のマンションすまい・る債との手続の違いにご注意ください。

また、ステップアップすまい・る債を2回目以降も継続購入いただく場合、毎年「評価等状況に関する申出書」を期限までに返送いただかないと、ステップアップすまい・る債を継続購入できなくなりますので、ご注意ください。



※ステップアップすまい・る債のよくある質問については53ページをご確認ください。